

訓練奨励金及び新規訓練設定奨励金の概要

1 訓練奨励金

職業訓練を行った期間について、公共職業安定所長の受講勧奨を受けた受講者の数に、以下の月額を乗じた額が支給されます。

職業横断的スキル習得訓練コース	6万円/月
新規成長・雇用吸収分野等訓練コース	
基礎演習コース	10万円/月
実践演習コース	6万円/月
社会的事業者等訓練コース(注1)	10万円/月

2 新規訓練設定奨励金

(1) 第1種新規訓練設定奨励金(すべての基金訓練コース対象)

訓練コースを新たに設定した場合に、その訓練の期間及び定員数に応じて、以下の額が支給されます。なお、同種の訓練コースを反復して実施しても、奨励金の支給対象となるのは初回に実施した1コースのみです。

訓練期間	定員数			
	1～9人	10～14人	15～19人	20人以上
3月以上6月未満	1人当たり 5万円	50万円	75万円	100万円
6月以上9月未満	1人当たり 10万円	100万円	150万円	200万円
9月以上12月以下	1人当たり 15万円	150万円	225万円	300万円

(2) 第2種新規訓練設定奨励金（社会的事業者等訓練コース対象）

1 施設当たり支給対象経費ごとに以下の額を限度として、訓練実施のために必要な施設・設備の設置又は整備等を行うために要した費用の5分の4の額が支給されます(注2)。

ア 施設の建物の借入れに係る礼金	50万円
イ 施設を整備するための施設改造（施設改造、施設補修、室内外改装、看板制作等）の経費	400万円
ウ 設備の整備（訓練機器、事務機械、什器、訓練で使用する備品等の購入）に係る経費	350万円

注1 社会的事業者等訓練コースの認定基準は、別途定めることとしており、今回の発表内容には含まれません。

2 支給対象となる施設・設備は、基金訓練に使用することを主たる目的とし、かつ複数の受講者が反復して使用できるものに限られます。